

三方楽所楽人による日光楽人への東遊伝授について
— 『楽所録』第77冊・文化11(1814)年の記録を中心に —

A Consideration on the Instruction of Ritual Music Azuma-asobi to Musicians
in the Nikko Shrine by Musicians from Kyoto
— An Investigation based on the Dairy written by Tsuji Chikanobu in 1814 —

南 谷 美 保
Miho MINAMITANI

四天王寺大学紀要
大 学 院 第16号
人文社会学部・教育学部・経営学部 第55号 2013年3月
短期大学部 第63号
(抜刷)

三方楽所楽人による日光楽人への東遊伝授について — 『楽所録』 第 77 冊・文化 11(1814) 年の記録を中心に —

南 谷 美 保

要旨

日光東照宮におかれた日光楽人の指導は、三方楽所の中で師家と定められた楽人たちがこれを行っていた。その中の一家である在京南都楽家の辻家庶流楽人であった辻近徳、辻近信は、日光楽人への東遊伝授のための下向の記録を残している。

本稿では、辻近信の残した文化 11 年の記録を中心に、三方楽所楽人による日光楽人への下向指導がどのように行なわれたのか、また、当時の日光宮周辺の雅楽演奏の状況はどのようなものであったのかについて述べるものである。今回の史料調査の結果、日光楽人たちが、三方楽所の師家楽人から指導を受けていたのは、東遊だけではなく、楽および舞を含む雅楽全般についてであること、また日光宮の周辺においても、かなり熱心に雅楽の稽古がなされていた様子を知ることができた。また、三方楽所の楽人たちの京都より日光までの道中は、江戸を経由するものであったため、日光下向の前後には、江戸においても雅楽演奏に関する行事に参加しており、こうした記録から、この時期の江戸における武家と雅楽の関係について知る手がかりを得ることができる。

さらに、この日光楽人への雅楽指導に関わるに際しての師家楽家側の三方楽所楽人としての意識のありようについても考察し、経済的にはむしろ負担になり、かつ、体力面、精神面でも負担が大きかった日光への東遊伝授のための下向が、なぜ、江戸時代、中断することなく継続されたのか、その要因について考察している。

キーワード：『楽所録』・辻近信・三方楽所・日光楽人・東遊伝授

1 はじめに

在京南都楽人辻家庶流の楽人である辻近徳、近信、近陳の残した日記類および諸記録から構成される『楽所録』（全 101 冊、国会図書館所蔵）には、「日光楽人江東遊伝授下向之記」として、享和元(1801)年、文化 11(1814)年、文政 10(1827)年の日光楽人¹への東遊伝授のための京

¹ 徳川家康は、元和 2(1616)年に没し、その翌年、元和 3 年に建立された日光山東照社に、東照大権現として駿府より遷座された。この際に、「坊主楽人八人」による楽が演奏されているが（『元寛日記』4 月 17 日条、汲古書院、1986 年、p.67）、その後、寛永 13(1636)年に、日光東照社の大造営が完成し、これを契機として、翌寛永 14 年に、楽人 20 名が日光山に置かれた。これを日光楽人と称する。東遊は、室町時代に中絶し、元禄 7 (1694) 年の賀茂祭再興のときを初めとし逐次再興が試みられていたが、文化 10 (1813) 年の石清水臨時祭再興の際に、諸家の古譜に基づき改正がなされ、この時に復興されたものが現在に伝えられている。歌方に、箏、高麗笛、和琴の奏者が一人ずつ付き、和琴は立って演奏

都よりの楽人たちの日光下向に関する一連の記録が含まれている。

日光楽人への東遊指導に関しては、舞は南都方辻家²が、箏・篳篥は南都方窪家が、笛は南都方上家が、歌は京都方多家が、その師家となっていた。京都より楽人が日光に下って東遊を伝授した記録としては、『楽所録』には、享和元年（第76冊）、文化11年（第77冊）、文政10年（第78冊）の記録のみが残されているが、下向指導は、明和期・天明期などこれ以外の年にも実施されている。さらに、このような東遊伝授のための下向以外にも、日光山東照宮での勅会御神忌法要が執行される際には、京都より三方楽所楽人57名が下向していたので、その際にも三方楽所楽人と日光楽人とは接触があったことも確認できる³。

このような御神忌法要のための下向とは異なり、師家による東遊相伝のための日光下向は、下向する楽人は師家を中心とする限られた人数となるものの、現地での指導を行い、かつ、日光での指導の前後に江戸での滞在日程も組み込まれたために、その下向日数は、かなり長期間にわたるものであった。本稿においては、文化10年に行われた東遊の改正にともない、この改正された東遊を伝授するために文化11年に日光へ下向した際の記録である『楽所録』第77冊「日光山楽人東遊伝授下向之記」〔筆録者辻近信・巻名ママ〕を中心に、『楽所録』第76冊の享和元年の記録「日光山楽人江東遊伝授下向之記」〔筆録者辻近徳、近徳は近信の父〕との比較も行いながら、三方楽所楽人による日光楽人への東遊伝授をはじめとする楽の指導がどのように行われていたのかを明らかにしてみたい。さらに、併せて文化期の江戸における武家における雅楽演奏の様子についても触れるものとした⁴。

2 日光楽人への東遊伝授下向に至るまでの手続き

『楽所録』第77冊「日光楽人東遊伝授下向之記」は、文化11年の3月から7月にかけて、辻近信が父親である辻近徳の名代として日光に下向し、日光楽人に東遊を伝授した際の記録である。同書冒頭の目録には、文化11年の正月からの記録とあるものの、実際の記事は、前年文化10年11月の「去酉年十一月十八日、五家寄合相談二而日光宮江書付差出書状等之留」と

するために、琴持が2名必要となる。舞人は、4名ないし6名で、東遊の主要な部分となる駿河歌の揚拍子と求子歌で、それぞれ駿河舞、求子舞を舞う。舞人、歌と楽の奏者である陪従ともに青摺の袍を着すが、以下で見ると、江戸期の日光では独自の演奏方法が行なわれていたらしい。

² 江戸時代の三方楽所においては、東遊の舞の指導については「南都方一方のこと」とされていた。ただし、日光楽人の師家としては、東遊には用いられない箏を担当する辻家本家も含まれており、辻家本家の楽人は、東遊伝授の際には、舞の指導者としてこれに関わっていたようである。

³ 日光山御神忌には、江戸の紅葉山楽人も出仕した。南谷美保「慶応元年日光山御神忌御下行米の支給をめぐる一幕末の三方楽所楽人を取り巻く状況に関する一考察」（四天王寺国際仏教大学紀要第45号、2008年3月、pp.347-377）において、江戸時代の最後の御神忌となった慶応元年の御神忌について触れている。

⁴ 江戸時代の武家と雅楽の関係については、南谷美保「江戸時代の武家と雅楽—江戸時代の雅楽を支えた一要素として—」（四天王寺四天王寺国際仏教大学紀要第36号、1996年3月、pp.1-31）において触れている。

する記録より始まっている。この「五家」とは、日光楽人の師家、すなわち、この時点ではこの書状の発信者として挙げられている5名の楽人、辻豊前守則是、多左近将曹忠得、窪陸奥守近義、辻下野守近徳、上越後守近周を指す。

さて、その「奉願口上覚」とある書状は、彼ら5名の三方楽所楽人から日光坊官万里小路大進、吉川御蔵卿、野沢式部丞らにあてた願い書であり、その内容は、文化10年に京都石清水八幡宮の「臨時祭礼御再興被為在候ニ付東遊曲古譜之通御改正被 仰付、其上当八月諸社之東遊今度御改正之通可相勤旨蒙 仰候」として、そのために、「当九月日光山御祭礼迄ニ右御改正之通楽人中江相伝之義可奉願候処、九月御祭礼余日モ無之差控罷在候、仍而来年四月御祭礼迄ニ相伝仕度奉存候、先例之通、私共五人来春下向仕候而相伝之義被為仰付被下候様奉願候、此段宜御沙汰奉願候」とするものである。つまり、石清水八幡宮の臨時祭再興にあたり東遊が改正され、以後、諸社においても、その改正された東遊を奉納すべきとなったので、本来であれば、日光においても文化10年9月の御祭礼に間に合わせるようにこれを指南すべきであったが、日程的に無理があり行わなかった。ついては、文化11年の4月の御祭礼に間に合うように下向して指導を行いたいので、そのように日光の側から願い出て、幕府関係者から三方楽所楽人にしかるべく下命されるように動いて欲しいとする書面である。

さらに、同年11月17日付で、日光楽人宛の書面も送付された記録がある。すなわち、「然ハ今度八幡臨時祭御再興ニ付東遊曲古譜之通御改正被仰付候、依之当四月賀茂祭並南都春日若宮祭東遊御改正之通相勤候、其御地御一統江も御改正之通相改相伝申度候、尤来年四月御祭礼之節迄ニ相改申度候、是迄之通トハ少々振合相変、舞人陪従共相違之義も御座候得者、御祭礼前余日無之候而ハ右稽古モ難出来段存候得者、来春早々私共五人下向之義御願可被成候様致度候、且来年十一月賀茂臨時祭参勤も仰付候、其以前者右之御用向多可有候得ハ、来年秋ハ下向難出来被存候、此等之義共御含被下候而何分来春致下向候様御被下候様、御願申入候」とし、秋には賀茂臨時祭の参勤もあり下向しがたいので、ぜひ4月の御祭礼に間に合うように下向し、指導できるよう調整してもらいたいとの内容の書面で、篠原河内介、伴筑後介、船越主水、黒川美作介、片岡内匠らの日光楽人5名に宛てたものである。かつ、日光楽人達へは、日光宮へ坊官を通じて願書を提出していることを説明し、坊官宛に提出した手紙の写しを同封し、「御同役中御一統宜御伝達被下候様願入候」としている⁵。

さて、これらの記事から分かることは、東遊の改正にともない諸社の東遊も改正後の形式にて奉納されるべきものと定められたにもかかわらず、その情報は、日光には伝わっていなかったのではないかということ、したがって、この情報は、あくまで師家である三方楽所楽人の側から日光側に伝達され、かつ、三方楽所楽人側から新たに改正された東遊伝授の必要性を伝えることで、日光側から、しかるべき機関に願い出ること、日光楽人たちが三方楽所楽人の師家から伝授を受けるための手続きがとられ、その結果として、初めて伝授が行われるという仕

⁵ これらの書面は、上越後守近周の息子である上近之が執筆して差し出したとのことであり、この前の享和度においても上家を中心となって日光とのやり取りをしていたことから、京都側における日光担当は、上家であったと推測される。したがって、日光楽人からの返書も、上家に届く。

組みになっていたということである。

そこで、この働きかけをうけて、日光の側がどのように動いたのかということであるが、同年 12 月 26 日条に、日光楽人船越主水、黒川美作介、篠原河内介、伴筑後介より届いた書面の写し⁶があり、それによれば、「委細致承知、同役共及相談則別紙願書寫之通同六日ニ差出申候、然ル所右願之筋早速御聞届ヶ之上、同廿三日寺社奉行所内藤豊前守殿へ御進達ニ相成候旨御留守居遊城院被申聞候、此段御承知可被下候」となっている。日光楽人から日光御留守居役遊城院へ提出された願書によれば、「毎歳四月九月 御祭礼之節於御旅所無怠慢奉勤仕来候東遊御神楽之義、享和元酉年三月、先格願之通京都師家五人被召下伝授被 仰付候処、年来相立候ニ付舞人陪従共人少ク罷成候間、近年之内師家下向之義可奉願兼々奉存候処、今年、八幡臨時祭御再興有之、右舞曲古譜之通御改正被 仰付、猶又当八月諸社東遊茂今度御改正之通可相勤旨被仰出候由、依之当所東遊茂来年春迄ニ御改正之通相伝仕度旨師家之面々申越候、前条奉申上候通舞人、陪従人少ニ相成、殊ニ御改正被 仰出候御儀御座候者 如 先例師家五人、来戊年四月御祭礼前迄被召下、相伝被仰付被下置候様ニ仕度奉願候」として、すでに、享和元年にも東遊伝授を受けているものの、それより年数を経て、その際に指南を受けた舞人・陪従のうちで、実際に奉仕可能な者も少なくなっているために、近年中には師家下向を願ひ出るべき状況であったうえに、今回の東遊改正があったことを理由として、文化 11 年 4 月の御祭礼前までに下向して相伝を受けることが出来るようにしてほしいとの内容である。この日光楽人からの依頼を受け、日光側の担当者は、寺社奉行を通しての願ひ出でを行ったことが確認できる。

京都の楽人の側へは、翌文化 11 年 1 月 4 日の夜になって、四辻殿より諸司代からの切紙の写しをもって⁷、師家 5 名の日光下向が認められたことが知らされる。すなわち、日光楽人については、東遊舞曲並音楽伝授を受けた上で祭礼に奉仕可能となっている者が少なくなり、もし、奉仕可能者の中に穢を受けたり病気になったりする者が出た場合、東遊の奉納に差支えが生じる状態になっていること、かつ、昨年、八幡臨時祭の再興に伴い、東遊の舞曲に改正があったこと、それに伴い昨年八月より諸社の東遊が改められた形式で奉納されるようにとされたことにより、日光においてもこの改正された東遊を奉納すべく、相伝が必要であることを師家から知らされたことを受けての日光楽人からの願ひ出があったとして、以下のように楽奉行である四辻家から楽人に通達されたいとするものであった。「先格之通当地楽人当三月中旬比迄ニ下向致シ右伝授有之候様被成度日光御門主思召ニ付御願之通相伝候」として、「当地楽人上越後守、辻下野守、窪陸奥守、多左近将曹、辻豊前守、此五人下向致日光楽人共江如先例伝授可致

⁶ 日光楽人側発信者は 4 名となっており、本文中に「片岡内匠義昨年中病死」と記されている。

⁷ 諸司代からの切紙が四辻家に至るまでの経緯は、楽人側の資料では不明であるが、後述のように、この後、上越後守が死亡したことによりその名代として奥丹波守が日光へ下向するについての手続きの際に、「好古名代之義、諸司代より関東江御往返有之」とあり、その後もなかなか回答が得られないままに出立が延期されていることについて、京都楽人側から日光宮執当役へ報告する書面において、「尚又寺社奉行所より御聞合モ御座候ハバ宜取合被下候度」とあり、寺社奉行が京都側楽人たちの日光下向について管轄し、寺社奉行から諸司代への連絡を、楽奉行四辻家を経て楽人たちが受け取っていたことが確認できる。

旨、委細者右五人之者共ヨリ下向之義日光御門跡執当江承合、能時分罷出候様可相達旨、年寄共ヨリ申越候間、此段御達被成候様存候事」となっている。ここでは、「委細者右五人之者共ヨリ下向之義日光御門跡執当江承合、能時分罷出候様可相達旨年寄共ヨリ申越候間」とされ、以後、詳細については、三方楽所の師家楽人と日光御門跡執当との間でのやり取りで決めることとされている。

これを受けて、京都の楽人側からは、翌日の1月5日、この申渡しについての請書を、下向予定者の上越後守、辻下野守、窪陸奥守、多左近将曹、辻豊前守の5名より、四辻前大納言様御内松岡造酒宛に差し出し、その翌日6日には、日光坊官中万里小路大進、吉川大蔵卿、野沢式部丞へも、「私共五人先格之通三月中旬比迄ニ罷下候伝授仕候様」と連絡する。また、日光宮執当宛に、下向の時期について、「尤能時分各様方江御聞合せ申候而出府可仕旨被仰渡候得者、今度者御改正之曲伝授仕、右之稽古余日無之候而ハ御祭礼之節難相勤奉存候ニ付二月中旬京都出立三月中旬迄ニ日光着仕候覚悟罷在候間、左様思召可被下候、尚出府之節万事宜御指図被下候様奉願候」とし、従前とは異なり、御改正の東遊伝授であるため、十分な稽古日数が必要であることを申し述べた上で、上越後守、辻下野守は、病身であるためにそれぞれに名代として、子息の上尾張介、辻左近将曹を下向させることを届け出ている⁸。

以上により、三方楽所楽人による日光楽人への東遊伝授については、師家である三方楽人より、日光側担当者へ伝授の必要性について説明し、日光の側から寺社奉行に対し、京都からの師家楽人の日光下向を依頼する手続きを取るようお願い出ると同時に、日光楽人からも願書が日光宮関係者に提出され、これを受けて、日光宮関係者から寺社奉行への願い出でがなされ、諸手続きを経てそれが認められれば、京都諸司代より楽奉行四辻家を経て、楽人に下向の命が下されるという流れになっていたことが分かる。一旦、下向が承認されれば、京都の楽人達は、四辻家を通じて、諸司代との事務的な交渉を行うことになり、これに併せて、日光側とも必要な折衝を行いながら、伝授のための下向に関する詳細を詰めていくことになっていたと理解できる。

3 日光下向に至るまで

さて、このような手続きを経て、京都側の師家楽人たちが、東遊伝授のために日光へ下向することが決まったが、下向決定に伴って、京都側の楽人がまず行ったのは、資金調達のための手続きであった。文化11年1月8日には、諸司代へ拝借銀願書に合わせてこの拝借金についての先例書を提出する。「一、今度日光楽人東遊為相伝、師分之者罷下候節為用意御賄料之内銀五貫目、毎度拝借被仰付帰京仕候節返上納仕候、此度モ如先例拝借被仰付候様奉願候」として、天明元年八月の下向の際と、享和元年三月の下向の際のいずれの場合も「御賄料之内銀五貫目」を拝借したとする先例を挙げて、今回も同じく拝借金銀5貫を要求している。これは、東遊伝授に際しての必要経費および謝礼の支払いが、伝授後となるために、下向に際して必要な諸経

⁸ ただし、すでに注7でも触れたように、この後上越後守は死亡するので、その息子も喪中となり、日光への下向は不可能となった結果、最終的には、上越後守の名代は、奥丹波守好古となる。

費を前借りとして要求するものである⁹。併せて、江戸までの道中御朱印などの必要な文書も請求している。同時に、楽奉行四辻家宛にも、「御朱印人馬先例書並拝借銀願書差上候、尤当月中ニ拝借之義被仰付候様奉願候、尚又出立日限之義追而可申上候、此段武辺江宜御通達願候」として、添口上を提出する。このほかの京都諸司代への要求は、以下の通りであり、すべて先例に基づくものとされている。

一、御朱印人馬拝領仕候御事

但人足拾五人、馬七疋

一、船川渡御証文被下置候御事

一、御賄料 一人前一日三拾八匁宛

但京都発足之日より上京仕候日迄如比被下置候御事

一、江戸表江着仕候以後、日光上下御朱印拝領仕候事

一、日光楽人指南相伝之事相済出府仕候節、御目見被仰付以後、御暇被下候節時服式、白銀拾枚宛人別ニ拝領仕候御事

一、帰京仕候節、下向之通、人馬 御朱印拝領仕候御事

一、御下行米 人別ニ六拾石宛

是者上京仕候以後二条於御蔵被下置候御事

ここで注目しておきたいのは、京都からの楽人の下向目的は、日光楽人への指導であるにもかかわらず、京都からの楽人は、まず、江戸までの道中御朱印を拝領し、江戸到着後、寺社奉行所にて日光往復のための道中御朱印を、あらためて拝領することになっていることである。そのために、京都から、直接に日光に至るわけではなく、日光での指導の前後に江戸での滞在期間が必要となり、かつ、日光での指導が終了した後は、江戸城内にて、將軍御目見得なども行われた。その結果として、京都からの東遊指導のための日光下向は、日光での伝授前後の江戸滞在も含むかなり長期間にわたるものとなっていたのである。享和元年の例では延べ日数 140 日、文化 11 年の場合は延べ日数 145 日になっている。

このような長期にわたる下向であるために、すでに述べたように、上越後守近周、辻下野守近徳の 2 名については、健康を損なっているという理由で、それぞれに名代として、息子の上尾張介近之、辻左近将曹近信を派遣することが願い出されたのであるが、1 月 24 日の四辻殿より御達の切紙によれば、「当地楽人上越後守依所労名代倅尾張介（近之＝南谷補）、辻下野守同断ニ付倅左近将曹（近信＝同前）、窪陸奥守（近義＝同前）、多左近将曹（忠得＝同前）、辻豊前

⁹ 御賄料は、一日当たり一人前 38 匁となっており、後に触れるように、今回の日光下向に際しては、日光での指導が終了した後、江戸出立前の 7 月 6 日に京都発足日から帰着するまでの都合 131 日分として、一人当たり銀 4 貫 978 匁の支給があったので、下向予定楽人全員で銀 5 貫の前借りをするについては、全く問題はなかったと推測されるが、後述のように、実際には、帰京後、8 月 14 日になって、年賦で返済したいと申し出ている。

守（則是＝同前）此度関東江就下向為用意如先例銀五貫目致借用帰京之節致返納度旨願書差出候ニ付被差越願之通承届候間比断被成御達候様ニ与存候事」とされていることから、上越後守および辻下野守の代わりとなる名代の派遣および拝借金については、いずれもが認められたことが確認できる。

さらに、2月3日には、「附添下向願書」が四辻家に提出される。すなわち、「此度同姓共日光江下向候、遠路義故為付添私共下向仕度候ニ付御暇之義奉願候間、願之通被為仰付被下候様奉願候、尤発足日限之義者追而可奉申上候」として、辻右近将曹近友、窪右近将曹近習、奥左近将監好文が付添下向の願書を提出し、これも2月6日に認められている。付き添い楽人の下向は、これも恒例となっていたようであり、享和元間の伝授下向の際にも、多但馬守忠林、上左近将監近之、窪陸奥守近義、辻和泉守近敦の4名が付添楽人として下向している。ここで、享和度と文化度の日光楽人での伝授のための下向者を整理してみよう。

【表－1 享和度と文化度の日光下向者の一覧】

下向年	師家楽人（担当分野）	付添楽人
享和元年（1801）	窪甲斐守近寿（筆簞）、上越後守近周（笛）、多左近将曹忠得（歌）、辻駿河守高美（笙）、辻下野守近徳（舞）	多但馬守忠林、上左近将監近之、窪陸奥守近義、辻和泉守近敦
文化11年（1814）	辻豊前守則是（笙）、多左近将曹忠得（歌）、窪陸奥守近義（筆簞）、辻下野守近徳→近信（舞）、上越後守近周→近之→奥丹波守好古（笛）	辻右近将曹近友、窪右近将曹近習、奥左近将監好文

*ただし、則是は、東遊の指導に際しては、近信とともに、舞の指導を行なっている。

このように下向者を整理すると、享和元年に付き添いとして下向した楽人4名のうち2名は師家として下向する楽人の子息であり、彼らは、かなり先となる可能性があるその次の日光下向の機会の際には、師家あるいは師家楽人の代理として下向すべく、実地経験を積むために同行したと考えられ、当時の日光師家楽家の中で、このような慣習が形成されていたのではないかと推測される。したがって、本来ならば、文化11年の日光下向においても、前回も師家楽人として下向した多忠得、前回は付添楽人で今回は師家楽人となった窪近義、前回は付添楽人で今回は師家名代となる上近之の3名が、前回も下向を経験したメンバーとして今回も下向する予定になっていた。しかし、付添楽人3名の下向も認められた2月6日の朝、上越後守近周が死亡したことによって、その名代の近之も父親の喪中となり結果的に下向が不可能となる。そのために、近周の孫に当たる近尚か、近周の弟の子である奥丹波守好古のいずれを名代とすべきかとなるが、先例等を勘案して、好古が下向することに決まる。したがって、最終的には、文化11年の日光への下向については、上越後守の名代である息子の尾張介近之の名代としての奥丹波守好古、辻下野守の名代としてのその息子の左近将曹近信、窪陸奥守近義、多左近将曹忠得、辻豊前守則是が、師家としての5名の下向者となる。

この時点まで、特段の問題もなく、スムーズに事が進んできた日光下向のための手続きであるが、2月9日、四辻殿へ提出された「発足日限並好古出立之義伺等差出ス」とある伺い書に関する記事以降を見ると、この上越後守の名代の名代を派遣する事態となったことにより予想外のトラブルが発生したことが明らかとなる。まず、同日提出された伺い書であるが、すでに、派遣が認められている辻左近将曹近信、辻豊前守則是、多左近将曹忠得、窪陸奥守近義の師家4名については、3月17日に出立したく、先例に随って木曾路経由での江戸までの道中御朱印をいただきたいとし、新たに名代派遣となった奥丹波守好古は、喪中であるために、本来であれば忌明け後に発足すべきであるが、そのために日光に遅れて到着するのにも都合があり、喪中に京都を発足しても、忌明け後に日光に到着することになるため、同様に17日に立出すること如何かとする伺い書を提出する。併せて、付添楽人も、上越後守の親族であり、喪中になる奥左近将監好文を除き、辻右近将曹近友、窪右近将曹近習は、17日に師家楽人と同時の京都立出を願い出る。

これについては、翌10日に、四辻家から、希望する通りにこれを認めるとの回答があったものの、その日の夜になり、「伝奏方ハ相済候所、好古名代之義、諸司代より関東江御往返有之、廿日比ニハ御返答可有之候間、先十七日出立之義ハ可相見合候旨被申渡候也」とされ、関東からの回答を得るまで全員の立出を見合わせるようにとの連絡があった。しかし、2月23日条でも、「好古名代下向之義諸司代より関東江被伺候処未御返答無之延引ニ付」とあり、四辻家に「三月中旬迄ニ日光江到着可仕旨被仰渡有之、発足延引ニ相成候而者中旬迄ニ到着難仕候哉と奉恐入候」として問い合わせたと記録されている。26日条には、好古も忌明けとなり、これを受けて、「名代之者下向義ニ付未御朱印御渡無之下向延引ニ相成候義、輪門様執当中坊官中江御断書状差出ス」として、京都から未だに立出出来ないでいる状況を輪門様執当および坊官へ書面にて連絡し、日光楽人へも同様の旨を連絡したことが記載される¹⁰。

一方で、28日条では、この日の夜に四辻殿から、すでに下向の許可を得ている4名のみが先に日光に立出し、好古は、許可を得てから遅れて立出するという事でどうかとの問い合わせがあり、これに対して楽人側からは、以下のような口上書が提出される。「此度日光山江私共下向之義奉伺候処四人之者へハ何時ニテモ御朱印可被下置旨、且奥丹波守下向之義関東より未御聞済御沙汰無御座候ニ付従路発足仕候得者御証文可被下旨被仰渡難有奉存候、併四人之者斗先江立出ニ而到着仕候共、五人相揃不申候而者相伝難相懸候ニ付関東御沙汰御座候上、五人同日発之仕度奉願候、此段宜御沙汰奉願候」として、東遊伝授のためには、師家5名が揃っている必要があると主張して、5名揃っての京都立出を希望しているのである。

このような京都側の楽人側の主張の背景には、日光において日光楽人の入門手続きや、許状発行の都合上、笛の師家格の楽人を1名欠いたままに立出し、万一そのまま下向が無かった場合には、日光での東遊伝授が、事実上不可能となるということだけではなく、後に見るように、日光への東遊相伝のための下向が、実際には、東遊のみを指導するものではなく、楽や舞など、

¹⁰ 日光宮執当および坊官あての書状の中に、「尚又寺社奉行所より御聞合モ御座候ハバ宜御取合被下度奉願候」とあり、また、「何卒武辺江宜御通達被下度奉希候」とある。

日光における楽儀全般にわたる指導を行うものでもあったという実態が存在したといえよう¹¹。

3月1日になって、四辻殿より「奥丹波守儀尾張介為名代可致下向旨書付差出候由ニ而伝奏衆より被差越、則関東江相達候処、奥丹波守下向有之候様御達可申」とする諸司代よりの切紙の写しが達せられ、好古の下向が認められたことから、「辻左近将曹、辻豊前守、奥丹波守、多左近将曹、窪陸奥守」の師家およびその名代の5名と、付添の「辻右近将曹、窪右近将曹、奥左近将監」の3名の京都出立が、3月4日と決まった。木曾路を経て江戸までの道中御朱印拝領の手続き、四辻殿へ3月4日から8月までの「御暇奉願」の書面を提出し、3月3日には御朱印拝領の後、関白鷹司様、両伝奏御名代花山院殿、烏丸殿、そして四辻殿、輪門様御里坊などへ挨拶に廻り、日光側へも4日出立の旨を連絡するなど、慌ただしく準備が進められた。

4 日光での伝授はどのように行われたのか

この文化度の日光下向の際は、全日程145日のうち、日光での滞在期間は58日間にわたっていた¹²。京都よりの楽人一行8名は、3月4日に京都を出立し、同16日に江戸に到着、同26日に日光への道中御朱印を頂戴して、翌27日に江戸を出立し、3月29日に日光に到着した後、5月28日迄の期間の58日間を日光での楽の指導に費やした。

文化度の日光への下向目的は、4月の日光山御祭礼までに新しく改正された東遊を日光楽人に伝授することであるため、日光到着後すぐに指導を開始すべく、4月2日には、伝授をうける楽人の名簿が提出され、翌3日より稽古が開始されている。この時に提出された名簿によると、東遊の伝授をうけることとなった日光楽人は、歌方が関堅物重喬・金谷仲知雄・青木左衛門常陣、箏箏が小野雅楽季有・大森大膳重信・篠原左近秀音、笛が斎藤右兵衛秀成・新井外記介寿・伴兵部範長、舞人は片岡左京好充・長沼主馬秀雄・関左門重吉・柳田右近有令・船越右京政利・伴主斗清隆・塩沢勘解由珍邦・植木巳之助相寿となっている。3日には、近信および則是は舞の師家として、伴筑後介、篠原河内介、黒川美作介、上松造酒、植木主税に付き添われた舞の伝授をうける上記8名の日光楽人に、狩衣を着用して出会い、熨斗昆布にて祝った後、舞伝授状、譜面等を渡し、日光楽人よりの誓状を受け取った。ただし、伴主斗清隆・塩沢勘解由珍邦・植木巳之助相寿の3名は、幼年であるためとしてこの場には参加せず、植木主税が名代となった¹³。

伝授状の文面には、「右者今度依 將軍家御命雖為辻家舞嫡流之秘曲令相伝訖、他人者不及申

¹¹ それゆえに、付添と称した師家以外の楽人の下向も必要であったといえる。また、長期にわたる下向により、病気になる楽人が発生するなど、全員が万全の状態で指導出来ない場合も想定されていたことも、付添の必要性の背景にあっただろう。実際、この文化11年の下向では、辻則是が、江戸到着時より体調不良となり、下向中、その健康状態を完全に回復することはなかった。

¹² ちなみに、享和元年の場合は、140日のうち、日光滞在は45日間であった。文化度においては、後述のように、改正された東遊を指導する必要もあり、それより2週間ほど長く滞在していたことが分かる。

¹³ 舞の伝授を受けることになっていながらこの場に不参の伴主斗清隆・塩沢勘解由珍邦は、4月16日条には、「昨日、兩人見習願之通被仰付候旨、且比間東遊相伝之礼入来」とあり、以後、実際に師家よりの指導を受けることとなった。

最雖為一子全直伝有之間敷者也、仍伝授之状如件」と記され、これを受けて誓状には、「御伝授状之趣堅相守他人同役者不及申雖為一子全直伝仕間敷候」として、もしこれに違反すれば、「日本大小神祇殊 日光三所権現之御罰忍有及子孫断絶候、仍誓状之神分如件」としている。このように、日光楽人の間では、東遊の相伝は出来ないこととなっており、日光山では、4 月と 9 月の年 2 回執り行われた御祭礼の場で必須となっている東遊であったが、定期的に京都からの師家の下向を乞い、師家からの伝授を受けなければ、また、今回のように東遊の改正が行われた場合は、師家よりのあらたな伝授を受けなければ、祭礼の場での東遊の演奏が出来なかったのである¹⁴。

これらの誓状を受け取った後、近信が駿河舞を舞ってみせて伝授の儀式は終了し、次に、楽の稽古に移ることとし、日光楽人は狩衣から麻上下に、京都側の楽人も継上下に着替えたとある。ここでの楽の稽古は、伝授の儀式としてではなく、稽古始めの意味合いとして為されたものであるらしく、京都より付添下向の好文、近習、近友も同席、平調音取のあと、五常楽急、合歓塩、三基急、抜頭、慶徳を、日光楽人も助音として参加して合奏した。この稽古の状況からも明らかなように、京都からの師家楽人の下向は、東遊舞曲伝授のためとされていたものの、実際には、楽および舞楽までを含む日光における楽儀全般の指導であった¹⁵。

【表－2 『楽所録』に見る日光楽人の京都師家楽人への入門状況および笙の指導の状況】

	文化 11 年	享和元年（舞人については文化 11 年度の伝授内容も記載）
歌方入門	関堅物重喬・金谷仲知雄・青木左衛門常陣	不明
箏篳入門	小野雅楽季有・大森大膳重僖・篠原左近秀音	不明
笛入門	斎藤右兵衛秀成・新井外記介寿・伴兵部範長	不明
舞人入門	片岡左京好充・長沼主馬秀雄・関左門重吉・柳田右近有令・船越右京政利・伴主斗清隆・塩沢勘解由珍邦・植木巳之助相寿	片岡内匠助慶(死亡)・大森大膳重僖(箏篳)・篠原左近秀音(箏篳)・関堅物重喬(歌)・小野雅楽季有(箏篳)・金谷仲知雄(歌)・斎藤静馬季成(笛)・伴蔵人備種(不明)
辻家より笙の指導を受けた楽人	篠原河内介・黒川美作介・関堅物・金谷仲・塩沢内蔵・青木左衛門・長沼主馬	関出雲介・黒川美作介・金谷因幡介・長沼主馬・青木右近・塩沢内蔵・篠原主膳・黒川亘・金谷仲・関堅物

¹⁴ しかしながら、文化 11 年の入門者のうち、幼少であるとされた植木巳之助相寿は京都よりの楽人下向中、一度もその指導を受けることはなかった。つまり、京都の師家楽人よりの伝授状を受けているかどうかが問題なのであり、その伝授状を受けていれば、実際には、日光楽人からの指導を受けるだけで、東照宮の祭礼に出仕することになった日光楽人もいたであろう。

¹⁵ とはいえ、東遊伝授を下向理由とするなら、下向する三方楽所楽人については、左舞の師家のみが下向することになるので、この場合は、左舞のみの指導となる。

さて、享和度の下向では、京都からの楽人達は、日光では3か所の宿坊に別れて滞在していたが、今回の場合は、「御普請中ニ付宿坊差支有之、光蔵坊一軒出来候旨」とのことで、一か所にまとまって滞在していたらしい。4月3日の稽古始めの翌日から、この下宿先に日光楽人達が集まっの稽古が行われることになる。近信は、4月4日以降15日までは、午前中は東遊の舞の稽古を行い、午後を、毎日というわけではないが、日光楽人に対する楽の指導に充てていた。4月13日午後には東遊の舞を歌と附物を合わせて稽古し、さらに、絵図を用いて、祭礼時の舞人および陪従の動きを確認したとあり、翌14日には、東遊習礼が行われているので、この間の10日程の連日の稽古にて4月17日の御祭礼に向けての指導がほぼ終了したのであろう。

習礼の配役を見ると、舞は長沼主馬秀雄、柳田右近有令、片岡左京好充、関左門重吉となっており、歌は関堅物、箏が小野雅楽、笛が斎藤右兵衛とされ、この配役がそのまま17日の祭礼当日の配役となっている。また、この記録から、この時期の日光での東遊の演奏形態が、舞人4名で、陪従は和琴を用いず、歌方と箏、笛のみであったことが確認できる¹⁶。この4名を含め、今回、東遊舞伝授をうけた日光楽人8名は、享和元年の際に、近信の父親である近徳から伝授をうけた8名とは、全く別の楽人であり、かつて近徳から舞の伝授をうけた楽人たちは、文化度では、歌方や箏、笛の担当に廻っている。この文化度の伝授においては、日光楽人の若年層に舞の伝授を受け、すでに舞の伝授をうけている楽人は、陪従としての奉仕が可能となるように伝授をうけることで、日光東照宮での東遊の演奏に関わることが出来る楽人の充実を図ったのではないかと推測される¹⁷。

4月17日の御祭礼当日は、師家の近義、忠得、近信は衣冠単を着用して出仕、付き添い楽人たちは狩衣で出仕した¹⁸。当日の様子を『楽所録』第77冊で確認すると、巳刻過ぎに祭礼が始まるとあり、道楽平調調子・慶雲楽、道行には、日光楽人のうち、東遊に出仕する楽人のうち舞人と陪従の上首一人ずつが騎馬で、その後ろに日光楽人が襲装束で二行にて続き、その後ろに、京都よりの師家楽人3名が一行にて列行したとある。その後の儀式次第は、以下の通りである。午刻過ぎに御旅所に神幸となり、神輿入御の際に抜頭を演奏し、次の伝供の際に十天楽を奏する。その後、日光楽人による東遊¹⁹が奉納され、次の撤神供の際には陵王破を演奏する。その後、神酒頂戴、次に還幸とあり、還幸の際には道楽として還城楽を演奏し、神輿が入御の際に、合歓塩を演奏するとある。抜頭以下の楽の演奏に際しては、鞆鼓を近義、太鼓を近

¹⁶ さらに、御祭礼の当日は、東遊舞人は本装束を着用したが、陪従は狩衣を着用したようである。

¹⁷ もっとも、『楽所録』の記録は、基本的には、舞および笙の指導権のあった辻家関係の記事のみ、つまり、舞と笙の伝授に関する記録のみが残されているため、東遊に関しては、舞以外の伝授についての詳細は不明である。

¹⁸ 一行が日光到着後の4月8日に、3月17日に上近之が亡くなった旨の書面が届き、奥好古は喪中となったために日光側に問い合わせた結果、出仕を遠慮するようと言われ欠席、辻則是は体調不良にて出仕せずと記録されている。すでに述べたように、この則是は、下向期間中、江戸到着以後は、常に体調がすぐれない状況であつたらしく、このような事例からも、付添楽人の必要性があつたことが理解できる。

¹⁹ 配役は、14日の習礼時に同じ。

信が担当し、音頭は日光楽人が担当した。

さて、このように、4月17日の日光山御祭礼における東遊奉納は無事終了したのであるが、その後も、京都よりの師家楽人達は、東遊を含む日光楽人への楽および舞の指導を続けることになる。ここでは、享和度と文化度とではどのような違いがあるのかを比較しつつ、東遊以外の曲目に関する稽古内容および演奏した曲目について考察してみたい。

文化度の記録では、「双調五曲」などとするのみで曲目を記載しない例が多く、この表に挙げた曲目以外の曲についても指導を行った可能性はある。日光山での神事・法儀においては、4月17日の御祭礼次第においても確認できたように、道楽をはじめとする楽の演奏が必要となっていたことから、師家楽人たちによる楽の指導も重要なものとなっていたのであろう。したがって、東遊に出仕しない、もしくは東遊では歌および舞を担当する日光楽人達が、京都からの楽人による笙の指導も受けていたのであり、そのために、笙の師家の下向も必要であった。

【表－3 京都よりの楽人たちが日光において指導した曲目】

指導内容	文化度【調子と曲数の記載のみの日もあるためすべての曲目が記載されているのかは不明】	享和度
一越調曲目	賀殿破・菩薩破・鳥急・颯踏・胡飲酒破	廻盃楽・鳥破・鳥急・陵王・酒胡子・承和楽・賀殿急・武徳楽・一團嬌・颯踏・入破・十天楽・北庭楽・菩薩・酒青司
平調曲目	万歳楽・春揚柳・陪臚・五常楽破・三台塩・小娘子・越天楽・甘州・皇寧急・林歌	万歳楽・春揚柳・陪臚・五常楽急・三台塩急・小娘子・慶徳・皇寧急・甘州・慶雲楽・裏頭楽・夜半楽・越天楽・老君子・林歌・扶南・想夫恋・勇勝急・慶雲楽・王昭君
双調曲目	春庭楽・柳花苑・賀殿急・鳥破・陵王破・胡飲酒・武徳楽・新羅陵王急	春庭楽・柳花苑・胡飲酒破・酒胡子・颯踏・入破・鳥破・鳥急・北庭楽・新羅陵王急・賀殿破・賀殿急・廻盃楽・陵王破・武徳楽
黄鐘調曲目	喜春楽破・青海楽・鳥急・拾翠楽・越天楽	喜春楽・桃李花・海青楽・拾翠楽・青海波・鳥急・越天楽・央宮楽・蘓合香急・西王楽・平蛮楽
盤渉調曲目	蘓合急・剣気禪脱・輪台・白柱・越天楽	蘓合急・輪台・青海波・白柱・竹林楽・蘓莫者破・越天楽・千秋楽・宗明楽・剣気禪脱
太食調曲目	傾盃楽急・抜頭・還城楽・仙遊霞・合歡塩・長慶子	朝小子・傾盃楽急・合歡塩・仙遊霞・輪鼓・禪脱・庶人三台・長慶子・散手序破・打球楽・蘓芳菲
舞楽	振鈴・散手・太平楽・北庭楽・打球楽・桃李花・迦陵頻・裏頭楽	振鈴・賀殿・一鼓・散手・春庭楽・太平楽・北庭楽・喜春楽・打球楽・陵王
郢曲	嘉辰	東岸・池冷・二星・嘉辰

ここで、享和度と文化度の日光下向の際の東遊以外の楽についての指導において見られる大

きな違いに注目したい。それは、享和度の場合は、4月17日の御祭礼終了後から5月21日に日光宮が江戸に戻るために日光を発興する前日5月20日までのほぼ毎日、午後には、師家楽人と日光楽人がともに、日光宮のもとに参殿し、日光宮も笙を自ら演奏されての楽会が行われていたのに対し、文化度は、日光宮が日光に滞在中、このような日光宮自身に参加する楽会が行われなかったことである。

この相違の原因としては、享和元年の下向時の日光宮は1791年に就任された公澄法親王であり、文化11年の下向の際の日光宮は1809年に就任された舜仁法親王であるというように、この二回の下向時それぞれの日光宮が異なっていたことが考えられる。また、享和元年の下向時のこの連日の楽会の記録は、日光の側においても、「御在山中御楽目録写」とする記録が残されている²⁰ことから、むしろ享和度の下向時において行われたような連日の楽会の開催が例外的なものであったと考えるべきなのであろう²¹。それにしても、享和度の楽目録は、当時、楽の一般的なレパートリーとされていたいわゆる「八十八曲」²²をほぼ網羅するものとなっており、享和頃の日光宮周辺の雅楽習熟に対する熱意がかなりのものであったことが推測される。

とはいえ、文化度の下向の際に、享和度のような日光宮が自ら演奏に関与されるような楽会の開催が無かったことが、当時の日光宮が楽に対して冷淡であったということの意味するものでもない。それは、文化11年においても、5月12日には、京都より下向の楽人たちは、御本坊御書院にて「東遊御覧」として御簾中の日光宮の御前で、舞人、陪従ともに狩衣着用にて東遊および舞楽春庭楽・陵王を演奏している²³こと、さらに、5月17日には、近義と好古が御本坊にて「御家中楽稽古」を行った記事があることなどから、当時の日光宮周辺においても、やはり雅楽演奏が嗜まれていたことが確認できるからである²⁴。このような環境のもと、文化年間においても、日光楽人たちは、東遊だけでなく、楽および舞楽についてもある程度のレパートリーを保持していたこと、また、享和度の記録からも分かるように、東遊伝授のために下向していた京都楽人達は、日光楽人および日光宮周辺の雅楽演奏のレベルの維持のために、楽の演奏および舞楽についても、下向期間内において集中的な指導を行っていたことが理解できる。

²⁰ 「日光山輪王寺舞楽関係年表並に関係史料」(『日光輪王寺舞楽装束』・サントリー美術館、1981年)による。

²¹ すでに述べたように、享和元年の日光下向の際は、師家楽人は3か所に別れて下宿しており、三管揃っての合奏稽古の場として、別の場所を確保する必要があったことも御殿での楽稽古に影響しているのかもしれない。

²² 「八十八曲」については、南谷美保「江戸時代末期の雅楽曲のレパートリー」(四天王寺国際仏教大学短期大学部紀要第35号、1995年、p.1-25)で考察している。

²³ 東遊の舞人は好文、近信、近習、近友、陪従は、歌が忠得、筆筆が近義、笛が好古であった。春庭楽の舞人は、好文、近信、近習、近友、陵王の舞人は近信、舞楽の際の楽は京都よりの楽人と日光楽人とで演奏している。

²⁴ 御家中とある人々の中から、後述の上野舞楽での演奏者が出ている。さらに、日光楽人への指導内容に郢曲が含まれていることから、彼らが、日光宮での法儀関連の楽の奏楽だけに携わっていたわけではなく、宮主催と思われる楽会に参加する機会があった可能性が推測できる。

ここで、文化度の舞楽稽古について、もう少し詳しく見ていきたい。日光楽人の舞楽のレパートリーについては、文化 11 年の記録の 5 月 24 日条に許状の控があり、それによると、明和・天明・享和年中の下向時に、万歳楽・甘州・春庭楽・桃李花・承和楽・打球楽・太平楽・陵王・振鉦・一鼓・散手・賀殿・北庭楽・喜春楽が伝授されており、これらの楽曲については、日光楽人による演奏が可能となっていた。これに加えて、文化度の下向に際しては、新たに裏頭楽と迦陵頻を相伝したとされている。この文化度の新たな曲目伝授については、5 月 3 日条によると、御本坊御用人よりの呼び出しがあり、京都より下向した師家楽人達に、日光楽人への五常楽と迦陵頻の舞の伝授についての依頼があり、このうち、五常楽については、大曲であるため、滞在期間では十分な指導ができないという理由で、裏頭楽が中央宮楽への変更を師家楽人より申し出て、結果的に、裏頭楽と迦陵頻を伝授することになったことがわかる²⁵。5 月 6 日条に、「此度宮様就御命舞曲伝授ス、今日より各稽古入来」として、裏頭楽は、関堅物、小野雅楽、金谷仲、斎藤右兵衛、船越主水、大森大膳が、迦陵頻は、篠原左近、新井外記、伴兵部、片岡左京、青木左衛門、長沼主馬が稽古を受けることになる²⁶。また、この日は、植木に振鉦も指導している²⁷。

加えて、5 月 14 日条には、「宮様一品宣下為御祝」として、6 月上旬に上野において舞楽を催す予定であること、については、「当所楽人六人」を「被召候旨」が伝えられ、その楽目録は、賀殿・一鼓・散手・太平楽・喜春楽・打球楽・陵王²⁸とするので、「御家中稽古可有之候間、四人より世話可致旨被仰付候也」とする記事がある。上野寛永寺にて行われる日光宮一品宣下を祝す行事に舞楽が用いられること、その舞は日光楽人が担当すること、そのための稽古指導が、京都よりの師家楽人のうち、左舞を担当していた南都方の 4 名に依頼されたことが分かる。この依頼を受けて、翌 5 月 15 日には、御霊屋の舞楽装束の状態を、近義と近信が確認しており、これらの装束は、「御祝舞楽」の当日使用されている。

²⁵ この時期の三方楽所においては、五常楽の舞が舞われることはほとんどなく、実際には、五常楽の舞は失伝していた、もしくは伝授できるような状態ではなかったのではないと思われる。

²⁶ ここで注目すべきは、迦陵頻の舞人として、篠原左近の名前が挙がっていることである。篠原左近秀音は、享和元年の下向の際にも、東遊舞人としての伝授を受けており、かつ、その 13 年後の文化 11 年においても、童舞である迦陵頻を舞うことが可能であったとすれば、享和元年の伝授の際には、文化 11 年の際の植木巳之介相寿のように、実際には稽古を受けることが無理と思われる幼児であったはずとなり、このことから、京都の師家楽人が日光に下向して東遊を伝授する対象者には、実際の指導が行い得ない幼少者までもが含まれていた状況がここでも確認できる。

²⁷ 振鉦については、享和元年 5 月 24 日条に、「当所五人老分之輩江振鉦相伝」の依頼があったこと、それについて、振鉦は、「他之舞曲と違候ニ付」として当惑しつつも、「官位蒙勅許タル五人之外江相伝無之旨」として伝授したとする記事がある。

²⁸ 許状からも確認できるだけでなく、これらの曲が、実際に上演可能であったレパートリーであったことが、享和元年 5 月 26 日条に「御本坊舞楽装束ヲ着シ習礼有之」として、日光楽人が、振鉦・賀殿・一鼓・散手・春庭楽・太平楽・北庭楽・喜春楽・打球楽・陵王を舞っていることで確認できる。しかし後述のように、実際に「御祝舞楽」の場での舞人は、日光楽人だけではなく、日光楽人に日光宮御家中の人々および京都よりの楽人が加わってのメンバーとなっていた。

このように、東遊伝授のために日光へ下向した京都よりの楽人達は、日光楽人に東遊を伝授することによって、祭礼時の東遊奉仕を可能としていただけてだけでなく、楽および舞楽の指導も行なっていた。そして、日光楽人は、日光山における楽儀として、日常的にこれらの楽および舞楽の演奏を彼らの業務として行っていただけでなく、日光宮関係の楽会などにも参加していたことが推測される。とはいえ、東遊伝授のための下向であれば、師家楽人は、南都方と京都方の多家よりの楽人になるために、舞楽については、南都方による左舞のみの指導となる。したがって、先に紹介した舞楽に関する許状についても、左舞の曲目のみが記されていた。かつ、京都より楽人の下向を依頼する理由が、東遊伝授であるかぎり、京都より下向した三方楽所楽人の中には、右舞が指導可能となる楽人が含まれることはないために、日光楽人が右舞の指導を受ける機会はなかったことになる。となると、日光楽人は、右舞は舞わなかったのであろうか。たしかに、日光山輪王寺が所蔵する舞楽装束は、左右ともに揃っているのであるが、これらが主として用いられたのであろう御神忌の際には、舞楽は、下向した三方楽所楽人だけが担当し、日光楽人は神事での東遊のみを担当したため²⁹に、御神忌の記録からは、日光楽人が右舞を舞ったのかどうかは明らかではない。この点については不明なところもあるが、辻家の記録である『楽所録』では、左舞指導の記事のみが残され、実際に、上野で行なわれた御祝舞楽会の曲目も、左舞のみで構成されていることに、注目しておきたい³⁰。

さらに、文化11年の記録の5月24日条には、「今度裏頭楽、迦陵頻舞曲相伝許状、植木主税江相渡ス」とあり、ここに上述の日光における左舞のレパートリーが記されるのであるが、その許状の末尾に、興味深い記述がある。すなわち、「右之舞曲者此度依 輪王寺宮御命令相伝之訖、最故障之節者各被申合融通可有之候、仍許状如件」として近信と則是による左舞の許し状が発行されている。「故障之節者各被申合融通可有之候」とある記述をどのように理解するかであるが、これは、左舞師家から伝授を受けていなくとも、必要とあらば、日光楽人内部で左舞を指導しあうことで、ここに記された曲目に関しては、日光における舞楽の演奏を行うことを認めたものと読み取ってもよいのではないだろうか。つまり、東遊と異なり、舞楽については、すでに、三方楽所師家の伝授を受けた曲目については、日光楽人の内部での伝承が可能となっていた状態を示すものであったといえる。したがって、日光楽人は、東遊伝授のために三方楽所師家が下向する都度、左舞の伝授を受けることで、日光における演奏可能な舞楽のレパートリーを増やしていくことができた、と考えられるのである。

さて、このように、東遊伝授のための下向の際には、日光楽人への楽および舞楽指導も行われていたのであるが、これに関する興味深い記事が他にもある。5月20日条によれば、京都楽人たちは、舞楽指導に関しては、東遊伝授とは別件として、日光宮より謝礼を受け取っているのである。同日条によると、「当所楽人江舞楽相伝被仰付候ニ付」として近信と則是には、「白

²⁹ 注3前掲論文参照

³⁰ 一方で、東儀文均の日記『楽所日記』などでは、文均と日光楽人との間に交流があったように記録されているので、日光楽人が右舞の指導を受けていた可能性はあるが、この点については、今後、明らかにしていきたい。

銀三枚被下之候」とある。これは、文化度の下向に際しては、上野舞楽のための稽古が追加されたからという理由によるものではなく、享和度においても、同様に謝礼が支払われており、日光山における日光楽人への舞楽の相伝は、日光宮独自の依頼事項として、幕府主催の東遊伝授とは別の扱いとされていたようである。さらに、御本坊において行われた東遊および舞楽御覧の際の謝礼として、当日参殿した近義・忠得・好古・好文・近信・近習・近友へそれぞれ金200疋が支払われている³¹。このように、日光下向中に、日光宮の依頼による京都側の楽人の楽儀への出仕および舞楽指導については、日光宮からの謝礼が、独自に支払われていたことに注目しておきたい。

さらに、日光滞在中、京都からの楽人たちが指導したのは、日光楽人だけではなく。日光宮御家中とある日光楽人以外の日光宮関係者については当然のことであるが、それ以外にも、文化度の記事には、素人弟子の入門や彼らへの稽古に関する記事がいくつか記載されており、この状況は、享和度においても同じである。日光において新たに入門した弟子は、享和度、文化度ともに、日光楽人の紹介によるものであった³²。さらに、文化度の場合は、すでに窪近義の弟子となっていた「会津家中廣瀬鉄四郎」が、5月10日に日光滞在中の近信を訪問し、5月14日には同じく会津家中の芝鉄之進³³、樋口十太郎が近信を訪問した後、その日の夜には、近義、好古、近信が音頭、先の鉄四郎と、鉄之進、十太郎らが助音として、盤渉調の青海波、蕨莫者破、越天楽の合奏稽古を行っている。かつ、5月16日には樋口十太郎が、陵王の舞の稽古を受け、以後、彼らは、6月8日まで、日光滞在中の京都よりの楽人たちの日光楽人への稽古の合間を縫って、京都より下向した楽人たちから楽および舞の指導を受けている³⁴。彼らは、京都よりの楽人が日光での伝授を終えて江戸に戻った後も、江戸にて稽古を継続して受けてい

³¹ 享和元年の記録では、5月19日条に、日光楽人への舞楽相伝謝礼として銀10枚、日光宮のもとにしばしば参殿したことへの謝礼として、窪甲斐守、上越後守、辻下野守へは銀5枚、上左近将監、窪陸奥守へは銀3枚、辻駿河守、多左近将曹、辻和泉守へは金200疋、さらに、窪甲斐守へは、笙の調整謝礼と残楽を担当したことへの謝礼として、それぞれ金200疋が下されている。文化度の記録には、日光山側から「御儉約二付」とする発言がしばしば行われるが、それは、翌文化12年の御神忌を控えていたためだろうか。いずれにしても、その影響か、文化度の謝礼は、享和度に比較して少なくなっている。

³² 享和元年5月13日条に、「当所火之番八王子千人同心之頭石坂彦三郎笙依執心笙入門致度旨、青木右近(日光楽人=南谷補)ヲ以取次」とあり、文化11年5月3日条には、「宇都宮明神附之人、斎藤右兵衛(日光楽人=南谷補)伝手ニ而今日三管入門有之」とあり、笙、箏、笛にそれぞれ1名の入門者があったと記載される。

³³ この芝鉄之進については、享和元年の近徳の記録の4月5日条に、「上家門弟芝鉄之丞」とある人物と同一人物もしくはその関係者かと思われる。この芝鉄之丞は、享和元年の下向の際には、京都よりの楽人一行が江戸に到着して間もなく、両国八幡宮への参詣に同道するなど、この時点ですでに三方楽所楽人との交流関係が成立していたらしい。

³⁴ 文化11年5月14日条には、「昼後、鉄之進入来、八十八曲之内一越調之分、不残唱歌同習」とあり、さらに、この後、この鉄之進なる人物は蕨合香の相伝を受けるので、同人は、かなりの程度まで雅楽に熟達していたと推測される。このことから、享和元年の記録に登場する鉄之丞と同一人物である可能性も高い。

る。このように、京都からの楽人たちの日光下向は、日光楽人だけでなく、いわゆる素人弟子たちにとっても、指導を受ける貴重な機会となっていた様子が理解できる。

5 京都楽人の江戸滞在期間の行動から分かること

文化度に下向した楽人一行は、文化 11 年 3 月 16 日に江戸に到着し、27 日に日光に出立したが、その短い期間においても、河村右内、山本清太郎、久世道空、仙台屋敷などでの楽稽古を行ったと記録されている。以下では、日光での伝授を終えて、5 月 28 日に日光を出立し、6 月 2 日に江戸に到着し、7 月 12 日に京都に向けて江戸を出立するまでの期間についてみていこう。

江戸に戻ってしばらくの間は、6 月 18 日に開催が決まった日光宮御祝のための上野での舞楽のための指導が連日行なわれているが、その間にも、京都より下向した楽人たちは、日光でも指導を行った芝鉄之進、樋口十太郎らの指導も行っている。日光宮の舞楽会が終わってからは、武家での雅楽指導や楽の演奏を行っており、享和度では、日光での伝授終了後、御城にて御目見得、舞楽拝見があったが、今回は、御城での舞楽は行われないことが、6 月 22 日になって知らされたものの、享和度に同じく、大名屋敷での舞楽演奏などの依頼もあり、かなり多忙な毎日であった。日光より戻ってからの京都よりの楽人の江戸での動きを一覧表にしてみよう³⁵。

【表－4 文化 11 年に京都より下向した楽人の江戸での行動】

6.4	上野御殿にて御家中および日光楽人舞楽稽古
6.5	河村有仲、鉄之進来訪、上野にて舞稽古
6.6	稽古延引
6.7	鉄之進来訪し楽稽古、上野へ稽古に行く
6.8	鉄之進来訪し楽稽古
6.9	鉄之進来訪し楽稽古、上野へ稽古に行く
6.10	鉄之進来訪し稽古、上野へ稽古に行く
6.11	鉄之進来訪し稽古、井深蔵人(近義に入門したばかりの人物という)同道
6.12	鉄之進、十太郎来訪稽古、豊嶋(豊嶋内匠宅?)にて舞稽古
6.13	豊嶋にて舞稽古
6.14	鉄之進来訪し楽稽古、豊嶋にて稽古、上野舞楽の場所を拝見する、夕方、斎藤右兵衛(日光楽人)来訪
6.15	黒川美作介、小野雅楽(日光楽人)来訪、上野にて舞稽古、夜小林右京宅へ
6.16	上野にて舞稽古、薩摩藩菊地・東原来訪(初めての訪問)

³⁵ 比較のために、享和度の下向の際の日光より江戸に戻ってからの動きも表にして文末にあげておく。

6.17	上野にて舞稽古あり
6.18	上野御殿にて御祝舞楽開催される
6.20	鬼平主殿久通(日光関係者)、笙入門する
6.21	水野出羽守殿にて楽、鉄之進来訪稽古
6.23	鬼平主殿来訪稽古、上野御殿にて宮様御楽聴聞
6.26	今大路中務大輔方にて楽会、池長雄三郎、岡嶋岑八も参加
6.27	十太郎来訪、舞稽古する
6.28	十太郎来訪、午後進藤三左衛門方にて楽御聴聞
6.29	平岩重右衛門来訪、陪臚唱歌を所望する
7.1	登城・将軍父子に御目見え
7.2	長谷川弥右衛門来訪稽古、十太郎来訪稽古、芝鉄之進へ蘓合香三帖の相伝、水野出羽守殿楽会
7.3	鬼平主殿来訪稽古、十太郎来訪稽古
7.5	登城・老中よりの御暇申渡し、拝領物の目録受領
7.9	薩摩屋敷にて東遊御聴聞
7.11	日光宮、東遊など御聴聞

まず、上野御殿での御祝舞楽の演奏者について確認しておこう。舞楽の舞人については、賀殿（豊嶋内匠頼徳、斎藤右兵衛秀成、窪右近将曹近習、小野雅楽季有）、一鼓（季成、季有）、散手（辻左近将曹近信）、太平楽（近習、季有、奥左近将監好文、頼徳）、喜春楽（辻右近将曹近友、季成、近信、頼徳）、打球楽（近信、近友、好文、近習）陵王（近友）となっており、それぞれの舞の舞人を（ ）内に記載したが、その中で□で囲った舞人が日光楽人であり、二重下線を付した豊嶋頼徳は、『楽所録』第 77 冊の記事から、日光宮御家中であると判断される。当日の舞楽曲目は、すでに述べたように、日光楽人のレパートリーに含まれる楽曲であったが、一鼓以外の曲目については、京都より下向した楽人も参加しての演奏であり、かつ、これらの舞楽については、日光楽人だけでなく、日光宮御家中と思われる人物が加わっている。

管方については、笙（辻則是、小林兎毛有文、黒川美作介、関監物）、箏（窪近義、石川信虎、松田正駿、岡村内保、多田義茂）、笛（多忠得、奥好古、羽山世恭、新藤隆蕭、鶴川政之、申橋隆寛）で、三管の音頭はいずれも、京都よりの楽人が勤め、打物については、鞆鼓（伴筑後介）、太鼓（柳田有久）、鉦鼓（担当者の記載なし）となっている。楽の担当者についても、舞楽同様に（ ）内にその配役を記載したが、同様に、□で囲った人物が日光楽人であり、上の舞人の 2 名とあわせると、先の日光宮からの依頼の通り 6 名となるので、それ以外の京都よりの楽人以外の二重下線を付した演奏者は、日光宮御家中なのであろうと推測される。つまり、日光宮御家中には、このように楽を嗜む人物が存在し、必要に応じて日光宮周辺での楽演奏に

関わっていたことが分かる。これが、日光の地においては、享和度と異なり、文化度の下向に際しては、日光宮の御殿における連日の楽会は開催されなかったが、そのことが、日光宮周辺における雅楽の演奏習慣の衰退ということを意味していたわけではなかったと推測した理由である³⁶。

さて、この祝賀舞楽終了後は、当日出仕した8名の京都からの楽人に白銀2枚ずつが下され、加えて、舞楽指導を担当した近義、好古、則是、近信には白銀3枚ずつが、さらに、「暑中別而大儀二付」として同4名には、白銀2枚ずつが追加されての謝礼が支払われた。上野での舞楽の参観者は、「一山衆徒、御内々之衆、不残拝見」³⁷とあり、寛永寺の行事として開催されたものであったことが確認でき、日光での舞楽指導に同じく、日光宮独自の依頼事項として、下向に関する幕府からの手当てとは別に、謝礼が支払われたものである。

【表-4】中、この日光宮関連の楽会以外で注目すべきは、水野出羽守、薩摩屋敷などの武家関連のものである。享和度においては、松平越中守、紀州侯、井伊兵部少輔、松平伊豆守等の邸で舞楽演奏や楽会が開催されていたが、文化度は、江戸城内での舞楽上演が実施されなかったため遠慮があったものか、回数は少なくなっているものの、これらの楽演奏の記録は、文化年中においても、武家における舞楽・雅楽への愛好ぶりが衰退していなかったことを示す記事となっていることに注目しておきたい。特に、薩摩屋敷での楽会においては、紅葉山楽人の東儀修理進、東儀右兵衛尉、東儀日向介などが同席しており、紅葉山楽人も、おそらくは楽の指導や楽会などのために、平素よりこれらの武家のもとに出入りしていたことが推測される³⁸。

このように、日光から江戸に戻った後も、京都より下向した楽人達の毎日は、かなり多忙なものであったが、彼らの江戸滞在の主たる目的は、このような舞楽や楽の指導と演奏ではなく、寺社奉行を通して、各種の要望を確認し、将軍との御目見得を果たし、拝領すべきものはなるべく拝領することであった。以下、その様子を史料により、紹介していく。

江戸に戻った翌日である6月3日に、京都より下向した楽人達のうち、師家楽人5名は、寺社奉行所に、口上書を提出する。『楽所録』第77冊の記事によれば、「今度日光楽人東遊相伝並音楽指南悉相済、昨晚出府仕候ニ付」とし、東遊を相伝した日光楽人の名簿を提出した。加えて、「一、御目見被仰付候御事、一、於御城御暇被下候節、御時服二、白銀拾枚宛拝領仕候御事、

³⁶ 京都よりの楽人たちは、帰京直前の6月23日にも、日光宮の楽聴聞希望により参殿し、宮のお好みの目録に沿った曲目を管絃にて演奏している。その曲目は、平調甘州、太食調合歓塩、平調林歌、双調柳花苑、黄鐘調青海波、盤渉調蘇合急、輪台、一越調陵王破、郢曲新豊であった。箏は、近義と日光楽人の小野雅楽が担当し、郢曲も近義が担当したとある。さらに、7月11日の帰京間際にも、日光宮の東遊御聴聞が実施されている。

³⁷ 周知のことであるが、日光宮は寛永寺貫主を兼務していた。

³⁸ 享和度の記録『楽所録』第76冊には、稲垣南岳殿とする記事があり、これが、天王寺方の林広基が残した宝暦11(1761)年の記録に登場する稲垣因幡守と関係あるとすると、江戸の武家の中には、継続的に雅楽・舞楽の修練を積んでいた家があったと理解することが出来る(『四天王寺楽人林家楽書類第73冊』)ので、このような武家には普段は紅葉山楽人が出入りし、三方楽所楽人が江戸に下向した際には、紅葉山楽人が仲介者となって、三方楽所楽人との関係構築に関わったのであろう。

一、御賄料被下置候御事、但シ一日ニ三拾八匁宛、一、於京都御下行米拝領仕候御事、但シ人別ニ六拾石宛、一、帰京仕候節人馬御朱印頂戴仕候御事」と、すでに京都出立前に諸司代を通じて行った要求を確認し、例書を提出した。さらに、「東遊並舞樂於御城御覧之義願書」を提出したが、これについては、「可願義ニモ無之被仰付候ハバ不相願候共可然仰付義、併先年有之候事故奉行所迄伺書ニ而モ可差出候義可然哉」とあり、最終的に伺書として提出したものの、前述のように、6月22日になって、寺社奉行所より、「御城舞樂相伺之義内ノ御伺有之候所、先比度ハ不被仰付候趣ニ而書付被差返候也」と知らされ、享和度まで実施されていた東遊および舞樂を將軍の前で演じる「御城舞樂」が、今回は実施されないこと、かつ、この舞樂上覧が公的な儀式はなく、あくまで楽人の側からの申し出によって行なわれるべきものと認識されていたらしい状況が確認できる。

このように楽人側が希望していた江戸城での舞樂御覧は実施されなかったが、「御目見得」については、7月1日実施されることとなった。その状況は、『楽所録』第77冊によれば、当日は、同宿の忠得、則是、近信は卯半刻に登城したとあり、すでに登城していた近義、好古とは、江戸城内松之間で合流したようである。師家の楽人5名は、狩衣を着用し、麻袴を着用した侍2人のほか、挟箱などの荷物を持つ家来や、草履取りなど、それぞれに下僕10名を引き連れて登城している。登城後は、大広間に通されて、松之間で控えているうちに、巳刻になって、將軍父子と帝鑑間にてお目見得の後、即刻下城し、その後、老中、若年寄、寺社奉行、西丸老中、御側用人、若年寄等に「御目見被仰付候御礼」に廻り、未半刻頃に宿に戻ったとある。

そして、7月4日には寺社奉行所から翌5日に再び江戸城に登城するようにとの通達があり、5日には、長袴を着用し、1日に同様の従者たちを引き連れ、大広間松之間に待つうちに、午刻過ぎになり、柳之間に老中牧野備前守が出会い、寺社奉行松平右將監の指図のもとで老中より「御暇拝領物」についての伝達をされ、拝領物および時服を御奏者より受け取っている。その後、再び、老中の前に列座して御礼を述べた。この時受け取ったものは、それぞれに、白銀10枚、時服黒羽二重単、浅黄帷子と記されている³⁹。

残るは御賄銀の受取に関する手続きであり、これについては、同日の内に、寺社奉行にあてて、「私共来十二日御当地発足仕度候間、御賄銀来ル十日比迄ニ被下置候様奉願候」とする口上書を提出するとともに、人馬御朱印の請求も行った。賄銀については、京都帰着迄の日数を131日、1日当たり38匁として、5名分合計で24貫890匁、一人当たり4貫978匁を請求し、11日に御金蔵にて受け取っている。また、京都での御下行米御証文も拝領⁴⁰し、幕府より得るはずの収入については無事に確保した。ここで、文化度の日光下向に際して、楽人たちが得た収入を、史料に記された範囲で整理してみよう。

³⁹ ただし、好古拝領の御時服は、御納戸羽二重単であったと記されている。

⁴⁰ これらの御下行米の支給については、帰京後、御下行米が割り当てられた村の村役人と楽人達が、銀納とすべく値段を直接交渉している。楽人側の一石あたり78匁という主張と村役人側の主張の折り合いがつかず交渉が継続した様子が記録されているが、結局、近信は、12月10日に4貫110目を落手、他の楽人達もこのころまでに支払いが終了したらしく、12月12日に、近義亭にて寄合をしている。

【表－５ 日光楽人への東遊伝授のための下向により楽人たちが得た収入】

		幕府より江戸 にて拝領	帰京後 に拝領	日光宮より (日光および江戸での分合計)	その他
師 家	忠得	白銀 10 枚、時服	60 石	金 200 疋・白銀 2 枚	薩摩屋敷にて白銀 1 枚
	近義	白銀 10 枚、時服	60 石	金 400 疋・白銀 10 枚	薩摩屋敷にて白銀 1 枚
	好古	白銀 10 枚、時服	60 石	金 400 疋・白銀 9 枚	薩摩屋敷にて白銀 1 枚
	則是	白銀 10 枚、時服	60 石	金 400 疋・白銀 12 枚	日光楽人より 100 疋 薩摩屋敷にて白銀 1 枚
	近信	白銀 10 枚、時服	60 石	金 400 疋・白銀 12 枚	日光楽人より 400 疋 水野出羽守殿にて白銀 2 枚 ⁴¹ 薩摩屋敷にて白銀 1 枚
付 添	好文			金 200 疋・白銀 3 枚	薩摩屋敷にて白銀 1 枚
	近習			金 200 疋・白銀 3 枚	薩摩屋敷にて白銀 1 枚
	近友			金 200 疋・白銀 3 枚	薩摩屋敷にて白銀 1 枚

*この他、日光宮およびその関係者よりの現物支給や贈答品もあるが、それらについては記さなかった。

6 おわりに

7 月 11 日に御賄金を受け取った後、近信は、その 5 分の 1 の金 77 両、銀 3 匁余りを分配され、7 月 12 日に江戸を出立し、東海道を通り、勢田からは琵琶湖の航路を利用して帰京している。復路では、富士川、大井川などでの雨天による川止めなどもあり、帰京は 7 月晦日となったが、即日、窪近義が四辻家に帰京届を提出、翌 8 月 1 日には、関白家、伝奏衆、輪門様御里坊等へ帰京の挨拶に廻り、町奉行所へ御朱印を返上した。

さて、この江戸までの道中の往復に際しては、師家楽人は本陣に宿泊していた。また、中山道をたどった往路では、道中、平戸城主松浦肥前守の一行とすれ違うが、この行列の一行が楽人一行とすれ違う際には、肥前守側の人々が笠を脱ぎ、道具を伏せて通行したと記録されており、それは楽人らが所持する御朱印への会釈であったという。本陣宿では、同心が警備についた例もある⁴²。復路の東海道では、本陣宿側から各種の飲食物の提供を受けている。このように、往路、復路ともに、御朱印の権威を背景に丁寧な扱いを受けての旅路であったことがわかる。

帰京後の楽人達の動向で注目したいことは、8 月 14 日には、「下向前拝借銀年賦返上之願書」を四辻家に提出していることである。年賦返納を願い出た理由は、「銘々容易ニ旅行仕候儀無之、

⁴¹ 「今日、予(近信＝南谷補)初而参候ニ付白銀貳枚為御挨拶賜之」とあり、近義、好古などすでに入りにしていた楽人には、別途支給があった可能性がある。なお、この場には、紅葉山楽人である東儀季邑も参加していた。

⁴² 3 月 13 日条に「浅間ヶ嶽見坂本宿ニ而板倉伊予守殿同心罷出ル、書付家来江相渡通行之節平伏」、松井田宿に「着後右同心詰居候処江為挨拶仙蔵(楽人家来＝南谷補)老人遣ス」とする記事がある。

兼而旅具之心がけも不仕、其上衣体も随分質素儉約を相用候之様ニ仕候而も彼是多分之支度入用相かかり、從來不如意之暮方ニ御座候得者、今以火災以後之借財夥敷何分片付兼、漸取繕罷在候身柄之儀ニ付、結構之御賄料等迄も被下置候得共、引足不申、道中人馬 御朱印難有頂戴仕候得共荷物人足不足仕無扨御定之賃錢相払増人足相雇」などのほか、「諸式高直ニ有之、道中筋悉ク割増相かかり彼是物入多分ニ而」として、道中および滞在中の諸経費がかかったうえに、物価上昇の影響もあり、必要経費が御賄料では賄い切れなかった、つまり、「御賄料之内ニ而拝借銀返納仕候而ハ家内扶助差支」という状況があったためである。これについては、10月4日条に、四辻殿よりの御切紙の写しが記され、この願い出は聞き入れられないので即刻返納するようにと指示されるが、11月5日に再度の願書提出を行い、結果的にこれが認められたものらしく、『楽所録』第77冊の末尾には、文化12年12月26日に拝借銀年賦返上を行った際の控えが記されている。

また、楽人達が帰京後支給されることとなっていた御下行米についても、下行米を割り当てられた村の村役人たちと、これを銀納にするに際しての値段交渉は、楽人達自らがこれを行なうなど、帰京後も、下向に関する財務的な事務処理に何かと時間を取られていた様子が記される。このように、『楽所録』には、師家楽人たちにとって、日光への東遊伝授のための下向は、身体面だけでなく、経済的にも、決して歓迎すべき業務であったとは思えない様子が記されている。

こうした観点から、最後に、『楽所録』第77冊の文化11年2月6日条の記事について考えてみたい。すでに述べたように、2月6日の条には、文化度の日光下向について、付き添い楽人達の下向も認められた当日の朝、上越後守近周が死亡したことによって、師家名代として下向予定の上近之の下向が不可能となったことが記されているが、これについて、近信は「依之近之故障難成下向、気毒千万」と記載している。なぜ、「気毒千万」なのだろうか。もちろん、実父の死亡も気の毒千万なのであろうが、この一文からは、近之が下向出来なくなったことが気の毒であると、近信は感じているように読み取れる。それは、前述のように、日光への下向に関する日光側との書面のやり取りは、上家が主となってこれを行っていた結果として、今回の下向が可能となったという経緯もあり、今までさまざまに仲介の労を取ってきた本人が下向できないのは、気の毒だという意味もあるだろう。

それに加えて、日光下向による報酬を獲得できなくなることも気の毒だというのだろうか、との推測もできる。たしかに、【表-5】にまとめたように、日光への下向指導とそれに関連しての江戸滞在などでは、それなりの額の臨時収入があった。しかし、江戸や日光での滞在に際しては、諸経費や、交際上の必要経費などがかさみ、かつ、付添楽人や従者の生活費も含めて、師家楽人に対して支給される賄い銀で生活費を賄う必要があった。それが、結果的に赤字になったために、一括返納が無理となり、年賦での返納を願い出て入るわけであるから、おそらく、これらの臨時収入も、そのままに、楽人たちの手元に残ったわけではないだろう。帰京後の拝借銀の年賦返済の願書の記述内容のままに、そこに記されているような事実があったのかどうかはともかく、このような書面の提出があったことから、この日光下向には、楽人の側から見た場合、さほど大きな経済面でのメリットがあったようにも考えられない。

逆に、実際に下向しなくても、当時の三方楽所の運営システムによれば、名代として派遣された楽人は、その派遣によって得た収入のすべてを自分のものとすることはできず、名代として受け取った報酬・謝礼の一定の割合を、本来であれば派遣されるはずだった楽人に渡すことになっていたのも、そのシステムがこの日光下向に際しても適用された可能性があり、それであれば、上近之は、自ら勞せずして多少の収入を得ることが可能となったのであるから、経済的な面だけを見れば、必ずしも気の毒な状態であったとはいえないのではないだろうか⁴³。

『樂所録』の記事を通覧した限りでは、この「気毒千万」という言葉には、このような現実的な問題だけではなく、かなり曖昧な表現になってしまうが、「三方楽所楽人としてのプライド」の問題にも関わる要素が含まれていたのではないかと、筆者は感じている。すでに紹介したように、日光楽人への楽の伝授を行うために京都から下向した楽人たちは、日光宮との接触の機会が複数回あった。さらに、將軍との御目見得の機会とそれに関連して老中、若年寄などとの接触もあった。三方楽所としての業務の中で、京都においては、舞御覧などで天皇の御前で舞を舞い、楽を奏する立場であることに加え、このような状況は、この日光への東遊伝授のための下向が、自分たち三方楽所楽人が、当時の宗教面での最高権威であった日光宮や、さらに江戸幕府將軍との御目見得がかなう身分なのであるという、三方楽所楽人としての自分たちがおかれた特殊な立場を確認する場でもあったとはいえないだろうか。

もちろん、それは、三方楽所の中でも、東遊相伝に関わる事が出来る限られた楽家の特権であった。それ故に、上近之がその場に参加できないことに対して、辻近信が、「気毒千万」と感じたと考えるのは、あまりに推測が過ぎるであろうか。さらに、これも前述のように、御朱印を拝領しての彼らの道中は、自分たちが、このような特権的な立場に置かれていることが確認できる場でもあった。

つまり、『樂所録』第 77 冊および第 76 冊の記述内容を踏まえて考えると、京都よりの三方楽所楽人の日光楽人への東遊伝授のための下向というのは、日光宮周辺や日光楽人達の演奏技術の保持が主たる目的であったとはいえ、このような場を経験することで、江戸期の三方楽所楽人が、自らの置かれた、ある意味で曖昧な、天皇と幕府の二重支配のもとにあるが故の特殊で、特権的な身分を実感し、その社会的立場を再認識する機会でもあったといえるのではないかと、と筆者は考えている。

【付表 1 享和元年に京都より下向した楽人の江戸での行動】

6.7	松平越中守殿
6.9	松平越中守殿舞樂所望
6.13	稲垣南岳殿にて樂会
6.15	小林右近の催しにて不忍池弁財天に樂奉納
6.19	紀州侯屋敷にて蕪合香四帖および舞樂を演奏
6.22	小笠原左近將監殿家中の甲州弟子よりの依頼にて同家にて樂会

⁴³ ただし、この点についての記事は、『樂所録』には全く残されておらず、実際のところは不明である。

6.26	小林右近宅にて楽会
7.1	登城・御目見
7.2	稲垣南岳殿にて楽演奏
7.3	稲垣南岳殿にて蕨合香一具伝授
7.8	岡嶋岑八に蕨合香一具相伝 公儀御勘定組大田恒濱、笙入門
7.9	近周門弟笹本平十郎の世話にて、井伊兵部少輔殿にて合奏
7.11	河村寿庵宅にて蕨合香一具拍子合せ
7.16	寺社奉行脇坂淡路守殿にて御城での奏楽のリハーサル
7.19	登城・楽および舞楽の演奏
7.23	松平伊豆守殿にて奏楽

三方楽所楽人による日光楽人への東遊伝授について

A Consideration on the Instruction of Ritual Music Azuma-asobi to Musicians in the Nikko Shrine by Musicians from Kyoto

— An Investigation based on the Dairy written by Tsuji Chikanobu in 1814 —

Miho MINAMITANI

In Nikko *Toshogu* of the Edo era, an official group of *gagaku* musicians was set up by the Shogunate to engage in musical performances accompanying religious services and the Buddhist memorial services in the shrine and *Rinno-ji* Temple. However, those Nikko-musicians did not have the right to teach the *azuma-asobi* repertory among themselves, so they had to receive instruction from musicians of Kyoto, the so-called musicians of the *sanpo-gakuso* who went to Nikko for instruction and to give them the authority to perform the repertory as needed.

For this reason the repertory or performance activity of the musicians in Nikko has not been clarified to date. Therefore, I investigated a diary of a musician of the *sanpo-gakuso*, Tsuji Chikanobu, to make clear how musicians from Kyoto taught the musicians of Nikko.

In conclusion, it became clear that the instruction content of the musicians from Kyoto was not limited to only *azuma-asobi*, but also substantial *gagaku* music and *bugaku* dance activity was performed by the Nikko musicians under the instruction of the Kyoto musicians. Furthermore, the self-consciousness of the Kyoto musicians who participated in the instruction at the Nikko shrine is considered.